

官報

号外
平成十七年六月十六日

○第百六十二回国 会 衆議院会議録 第三十一号

平成十七年六月十六日(木曜日)

議事日程 第二十八号

平成十七年六月十六日

午後一時開議

- 第一 刑法等の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)
- 第二 独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法案(内閣提出、参議院送付)

○本日の会議に付した案件

- 日程第一 刑法等の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)
- 日程第二 独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法案(内閣提出、参議院送付)

午後一時三十分開議

○議長(河野洋平君) これより会議を開きます。

日程第一 刑法等の一部を改正する法律案

(内閣提出、参議院送付)

○議長(河野洋平君) 日程第一、刑法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長長の報告を求めます。法務委員長塩崎恭久君。

刑法等の一部を改正する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(塩崎恭久君登壇)

○塩崎恭久君 ただいま議題となりました法律案につきまして、法務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、いわゆる人身取引議定書及び密入国議定書の締結に伴い、また、近年における人身取引その他の人身の自由を侵害する犯罪の実情等にかんがみ、人身売買罪及び旅券等の不正受交付罪等を新設し、逮捕監禁罪等の法定刑を引き上げるとともに、上陸拒否事由、退去強制事由、運送業者の旅券等の確認義務及び外国入国管理当局に対する情報提供に係る規定の整備等を行うとするものであります。

本案は、参議院先議に係るもので、六月六日本

委員会に付託され、八日南野法務大臣から提案理由の説明を聴取し、質疑を行い、十日参考人の意見を聴取し、質疑を行い、十四日質疑を終局し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 採決いたします。

本案の委員長長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二 独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法案(内閣提出、参議院送付)

○議長(河野洋平君) 日程第二、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法案を議題といたします。

委員長長の報告を求めます。厚生労働委員長鴨下一郎君。

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(鴨下一郎君登壇)

○鴨下一郎君 ただいま議題となりました独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法案について、厚生労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、厳しい年金財政の状況等を踏まえ、厚

生年金保険事業、国民年金事業及び政府管掌健康保険事業の適切な財政運営に資するため、五年間に限って年金福祉施設等の譲渡等を行う独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構を設立することとし、その名称、目的、資本金、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであります。

本案は、参議院先議に係るもので、去る六月七日日本委員会に付託され、八日尾辻厚生労働大臣から提案理由の説明を聴取し、十日から質疑に入り、昨日質疑を終局いたしました。次いで、討論、採決の結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 採決いたします。

本案の委員長長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(河野洋平君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(河野洋平君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時七分散会

出席國務大臣

法務大臣 南野知恵子君
厚生労働大臣 尾辻 秀久君

○議長の報告

(法律公布奏上及び通知)

一、去る十四日、次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

下水道法の一部を改正する法律

湖沼水質保全特別措置法の一部を改正する法律

(通知書受領)

一、昨十五日、参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

千九百六十五年の国際海上交通の簡易化に関する条約の締結について承認を求めめるの件

千九百七十六年の海事債権についての責任の制限に関する条約を改正する千九百九十六年の議定書の締結について承認を求めめるの件

西部及び中部太平洋における高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する条約の締結について承認を求めめるの件

一、昨十五日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律

(報告書及び文書受領)

一、去る十四日、内閣から次の報告書及び文書を受領した。

観光基本法第五条第一項の規定に基づく「平成十六年度観光の状況」に関する報告

観光基本法第五条第二項の規定に基づく「平成十七年度観光政策」についての文書

一、去る十四日、内閣から次の報告書を受領した。

災害対策基本法第九条第二項の規定に基づく「防災に関してとった措置の概況」の報告

災害対策基本法第九条第二項の規定に基づく「平成十七年度の防災に関する計画」の報告

国家公務員倫理法第五条第八項の規定に基づく各省各庁の長が定める職員の職務に係る倫理に関する訓令等に関する報告

一、昨十五日、人事院総裁佐藤壮郎君から次の報告書を受領した。

国家公務員法第二十四条の規定に基づく平成十六年度の人事院の業務状況報告書

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る十四日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員

秋葉 賢也君

水野 賢一君

柳澤 伯夫君

仙谷 由人君

川上 義博君

近藤 基彦君

西川 京子君

岡本 充功君

仙谷 由人君

秋葉 賢也君

柳澤 伯夫君

水野 賢一君

岡本 充功君

近藤 基彦君

川上 義博君

仙谷 由人君

柳澤 伯夫君

水野 賢一君

岡本 充功君

近藤 基彦君

川上 義博君

仙谷 由人君

秋葉 賢也君

柳澤 伯夫君

水野 賢一君

岡本 充功君

近藤 基彦君

川上 義博君

仙谷 由人君

柳澤 伯夫君

水野 賢一君

岡本 充功君

近藤 基彦君

川上 義博君

仙谷 由人君

柳澤 伯夫君

水野 賢一君

岡本 充功君

近藤 基彦君

川上 義博君

仙谷 由人君

柳澤 伯夫君

水野 賢一君

岡本 充功君

近藤 基彦君

川上 義博君

仙谷 由人君

柳澤 伯夫君

水野 賢一君

岡本 充功君

近藤 基彦君

川上 義博君

仙谷 由人君

柳澤 伯夫君

水野 賢一君

岡本 充功君

近藤 基彦君

川上 義博君

仙谷 由人君

柳澤 伯夫君

水野 賢一君

岡本 充功君

近藤 基彦君

川上 義博君

仙谷 由人君

柳澤 伯夫君

水野 賢一君

岡本 充功君

近藤 基彦君

川上 義博君

仙谷 由人君

柳澤 伯夫君

水野 賢一君

岡本 充功君

近藤 基彦君

川上 義博君

仙谷 由人君

柳澤 伯夫君

水野 賢一君

岡本 充功君

近藤 基彦君

川上 義博君

仙谷 由人君

柳澤 伯夫君

水野 賢一君

岡本 充功君

近藤 基彦君

川上 義博君

仙谷 由人君

柳澤 伯夫君

水野 賢一君

岡本 充功君

近藤 基彦君

川上 義博君

仙谷 由人君

柳澤 伯夫君

水野 賢一君

岡本 充功君

近藤 基彦君

川上 義博君

仙谷 由人君

柳澤 伯夫君

水野 賢一君

岡本 充功君

近藤 基彦君

川上 義博君

仙谷 由人君

柳澤 伯夫君

水野 賢一君

岡本 充功君

近藤 基彦君

川上 義博君

仙谷 由人君

柳澤 伯夫君

水野 賢一君

岡本 充功君

近藤 基彦君

川上 義博君

仙谷 由人君

柳澤 伯夫君

水野 賢一君

岡本 充功君

近藤 基彦君

川上 義博君

仙谷 由人君

柳澤 伯夫君

水野 賢一君

岡本 充功君

近藤 基彦君

川上 義博君

仙谷 由人君

柳澤 伯夫君

水野 賢一君

岡本 充功君

近藤 基彦君

川上 義博君

仙谷 由人君

柳澤 伯夫君

水野 賢一君

岡本 充功君

近藤 基彦君

川上 義博君

仙谷 由人君

柳澤 伯夫君

水野 賢一君

岡本 充功君

近藤 基彦君

川上 義博君

仙谷 由人君

柳澤 伯夫君

水野 賢一君

岡本 充功君

近藤 基彦君

川上 義博君

仙谷 由人君

柳澤 伯夫君

水野 賢一君

岡本 充功君

近藤 基彦君

川上 義博君

仙谷 由人君

柳澤 伯夫君

水野 賢一君

岡本 充功君

近藤 基彦君

川上 義博君

仙谷 由人君

柳澤 伯夫君

水野 賢一君

岡本 充功君

近藤 基彦君

川上 義博君

仙谷 由人君

柳澤 伯夫君

水野 賢一君

岡本 充功君

近藤 基彦君

川上 義博君

仙谷 由人君

柳澤 伯夫君

水野 賢一君

岡本 充功君

近藤 基彦君

川上 義博君

仙谷 由人君

柳澤 伯夫君

水野 賢一君

岡本 充功君

近藤 基彦君

川上 義博君

仙谷 由人君

柳澤 伯夫君

水野 賢一君

岡本 充功君

近藤 基彦君

川上 義博君

仙谷 由人君

柳澤 伯夫君

水野 賢一君

岡本 充功君

近藤 基彦君

川上 義博君

仙谷 由人君

柳澤 伯夫君

水野 賢一君

岡本 充功君

近藤 基彦君

川上 義博君

仙谷 由人君

柳澤 伯夫君

水野 賢一君

岡本 充功君

近藤 基彦君

川上 義博君

仙谷 由人君

柳澤 伯夫君

水野 賢一君

岡本 充功君

近藤 基彦君

川上 義博君

仙谷 由人君

柳澤 伯夫君

水野 賢一君

岡本 充功君

近藤 基彦君

川上 義博君

仙谷 由人君

柳澤 伯夫君

水野 賢一君

岡本 充功君

近藤 基彦君

川上 義博君

仙谷 由人君

柳澤 伯夫君

水野 賢一君

岡本 充功君

近藤 基彦君

川上 義博君

仙谷 由人君

柳澤 伯夫君

水野 賢一君

岡本 充功君

近藤 基彦君

川上 義博君

仙谷 由人君

柳澤 伯夫君

水野 賢一君

岡本 充功君

近藤 基彦君

川上 義博君

仙谷 由人君

柳澤 伯夫君

水野 賢一君

岡本 充功君

近藤 基彦君

川上 義博君

仙谷 由人君

柳澤 伯夫君

水野 賢一君

岡本 充功君

近藤 基彦君

川上 義博君

仙谷 由人君

柳澤 伯夫君

水野 賢一君

岡本 充功君

近藤 基彦君

川上 義博君

仙谷 由人君

柳澤 伯夫君

水野 賢一君

岡本 充功君

近藤 基彦君

川上 義博君

仙谷 由人君

柳澤 伯夫君

水野 賢一君

岡本 充功君

近藤 基彦君

川上 義博君

仙谷 由人君

塩川 鉄也君 赤嶺 政賢君
横光 克彦君 山本喜代宏君
加藤 勝信君 小泉 龍司君
谷 公一君 馳 浩君
谷本 龍哉君 大野 松茂君
山本 拓君 左藤 章君
辻 惠君 古本伸一郎君
中根 康浩君 小沢 銳仁君
赤嶺 政賢君 塩川 鉄也君
山本喜代宏君 横光 克彦君

一、昨十五日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

郵政民営化に関する特別委員
辞任 補欠
大野 松茂君 坂本 剛二君
北川 知克君 永岡 洋治君
小泉 龍司君 森山 裕君
園田 博之君 竹本 直一君
馳 浩君 三原 朝彦君
小沢 銳仁君 佐藤 公治君
西村智奈美君 辻 惠君
古本伸一郎君 海江田万里君
塩川 鉄也君 佐々木憲昭君
海江田万里君 安住 淳君
佐藤 公治君 井上 和雄君
坂本 剛二君 大野 松茂君
竹本 直一君 園田 博之君
永岡 洋治君 北川 知克君
三原 朝彦君 馳 浩君
森山 裕君 小泉 龍司君
安住 淳君 古本伸一郎君
井上 和雄君 小沢 銳仁君
辻 惠君 西村智奈美君
佐々木憲昭君 塩川 鉄也君

(議案付託)
一、去る十四日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

少年法等の一部を改正する法律案(内閣提出第五三三号) 法務委員会 付託

(議案送付)
一、去る十四日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

総合的な国土の形成を図るための国土総合開発法等の一部を改正する等の法律案
学校教育法の一部を改正する法律案
防衛庁設置法の一部を改正する法律案
(議案通知)
一、去る十四日、参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。

下水道法の一部を改正する法律案
湖沼水質保全特別措置法の一部を改正する法律案

(議案通知書受領)
一、昨十五日、参議院から、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律案
一、昨十五日、参議院から、本院の送付した次の件を承認することを議決した旨の通知書を受領した。

千九百六十五年の国際海上交通の簡易化に関する条約の締結について承認を求めるの件
千九百七十六年の海事債権についての責任の制限に関する条約を改正する千九百九十六年の議定書の締結について承認を求めるの件
西部及び中部太平洋における高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する条約の締結について承認を求めるの件

(質問書撤回)
一、去る十四日、議員から次の質問主意書を撤回する旨の申し出があった。

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案

都道府県におけるベイオフ解禁への対応状況に関する質問主意書(津村啓介君提出)

(答弁書受領)
一、去る十四日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員島聡君提出裁量行政の排除に関する質問に対する答弁書
衆議院議員岩國哲人君提出靖国神社参拝に関する質問に対する答弁書

平成十七年五月三十日提出
質問 第六八号

裁量行政の排除に関する質問主意書
提出者 島 聡

裁量行政の排除に関する質問主意書

本来、行政は法による支配を受け、法律の授權なしに行政機関が立法作用を営むことは許されない。重要事項を法律に明記せず、政省令に委ねることは典型的な裁量行政であり、厳に慎むべきものである。

「小泉改革宣言 自民党政権公約二〇〇三」(以下「自民党マニフェスト」という。)では、裁量行政の排除という項目で「国民の活動に対する行政の制約は必ず法律によつて明らかにすることが公約されている。小泉内閣の裁量行政排除への姿勢について、以下質問する。

一 自民党マニフェストでは「国民の活動に対する行政の制約は必ず法律によつて明らかにし、行政の裁量を厳格化するため、国会において立法するに当たつての方針を決定します。」と明記されているが、小泉内閣ではこの方針を既に決定し明らかにしたのか、お示しいただきたい。
二 一について、仮に未だ決定していないのであれば、いつまでに決定するお考えか。
三 今国会の重要議案である郵政民営化関連六法案の全条文の中で、政省令が出てくる箇所は二三四と膨大で、その多くが政令(省令)で定める

とされている。例えば、議論の大きな焦点である郵便局の設置基準は総務省令で定めるとされているが、このように国民にとつての重要な事項を政省令に委ねることは、自民党マニフェストで書かれた「裁量行政の排除」という公約と矛盾するものとお考えが、小泉総理のお考えは何かか。

四 郵政民営化関連法案では、郵便貯金銀行と郵便保険会社の預入限度額は政令で定めるとされている。本年一月二十七日の衆議院予算委員会での質疑で、規模の縮小をしなければ金融が乱れるのではないかという懸念について総理に見解を質したところ、総理からは「現在自体、既に民業圧迫しているんです(中略)御指摘のような不安を解消するために、いろいろ今制度設計しております」との答弁があった。総理も現在の規模が民業圧迫になっているとの認識であるならば、郵貯・簡保の規模に関わる重要事項については、行政の裁量に委ねることなく、法案に明記する必要があるのではないかとお考えが、総理のお考えは何かか。
右質問する。

内閣衆質一六二第六八号
平成十七年六月十四日

衆議院議長 河野 洋平殿
衆議院議員島聡君提出裁量行政の排除に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)
衆議院議員島聡君提出裁量行政の排除に関する質問に対する答弁書

一及び二について
御指摘の「小泉改革宣言 自民党政権公約二〇〇三」の箇所は、法律による行政の重要性、また、法律で行政に裁量を認める場合であつても当該裁量の範囲を厳格に規定することの重要性にかんがみ、裁量行政を排除する見地から、

国会における立法に当たつての自由民主党としての方針を決定することを明らかにしたものと承知している。本件に関し、政府として、何らかの方針を決定したという事実はない。

三について

法律から政省令への委任については、例えば、手続的な事項、技術的な事項、事態の推移に応じ臨機に措置しなければならないことが予想される事項などについて、従来から政省令への委任が行われてきているところである。

郵政民営化関連法律案の政省令への委任事項についても、このような従来から政省令への委任事項とされてきている事項の範囲を超えるものではなく、同種の他の法律と比べてみた場合も、格別、政省令への委任が多いわけではない。

なお、郵便局の設置基準については、日本郵政公社法(平成十四年法律第九十七号)においても、同法第二十条第一項の規定により総務省令に委任されているところである。

四について

郵政民営化法案においては、郵便貯金銀行及び郵便保険会社については、移行期間経過後は、一般の銀行及び生命保険会社と同様、自由な経営を行わせることとしているが、移行期間中は、業務内容等に対する制限を行い、日本郵政株式会社が保有する郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分等により国の関与の度合いが低減していくこと等に応じ、段階的に制限を緩和することとしている。

郵便貯金銀行の預入限度額及び郵便保険会社の保険金額等の限度額についても、このような考え方に基つき、事態の推移に応じ、段階的に引き上げることができるよう、政令で定めることとしたものである。

なお、政令の制定に当たっては、郵政民営化委員会の意見を聴取の上、透明・公正な手続の下、定めることができるようにしている。

平成十七年六月六日提出
質問 第七 六号

靖国神社参拝に関する質問主意書

提出者 岩國 哲人

靖国神社参拝に関する質問主意書

現在、日本と中国、韓国との外交摩擦の要因の一つに、小泉総理大臣の靖国神社参拝が挙げられる。そのような状況を踏まえて次の事項について質問する。

一 天皇は戦後六十年間、靖国神社に参拝されたことがあるか。あるとするならば、その日時はいつと内閣は認識しているか。また、その参拝の際の玉串料はどこから支出されたか。

二 天皇が靖国神社に参拝される場合はどのような立場で参拝されるのか。それは、国事行為になるのか。

三 天皇が一度も参拝されていないとするならば、その理由は何であるかと内閣は考えているか。

四 憲法によつて天皇から任命を受けた内閣総理大臣が、靖国神社に参拝することを、天皇に対してどのように説明しているのか。

五 国際社会に対して日本国民を代表する立場の総理大臣が、「戦没者の霊を慰めるため」、「不戦の誓いをするため」という理由で靖国神社を参拝するならば、国民統合の象徴である天皇に対しても同様に靖国神社参拝を進言したことはあるか。あるならば、それに対して天皇はどのように答えたか。また、ないならば、なぜ進言しないのか。

六 小泉総理大臣は、国会答弁の中で、「総理大臣である小泉純一郎が個人として参拝している」と答えているが、これはいわゆる公式参拝とどのように区別されるのか。また、私人としての参拝と同じと理解してよいのか。

七 昭和六十一年九月十六日及び十七日の衆議院本会議において、中曽根総理は「戦争の指導者や政治家は国民的に批判されねばならない。戦争指導者や政治家と、国の命令で出撃し、戦死した将兵たちとは明らかに立場、責任が違つ」、「近隣諸国から批判が出て日本が孤立したら、果たして英霊が喜ぶか。第一線で戦つたまじめな将兵たちは公式参拝見送りを理解してくれると思う」旨答弁している。政府はこの見解を現在も保持しているのか、それとも修正すべきと考えるのか。

政治家は国民的に批判されねばならない。戦争指導者や政治家と、国の命令で出撃し、戦死した将兵たちとは明らかに立場、責任が違つ」、「近隣諸国から批判が出て日本が孤立したら、果たして英霊が喜ぶか。第一線で戦つたまじめな将兵たちは公式参拝見送りを理解してくれると思う」旨答弁している。政府はこの見解を現在も保持しているのか、それとも修正すべきと考えるのか。

内閣衆質一六二第七六号
平成十七年六月十四日

衆議院議長 河野 洋平殿
内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議員岩國哲人君提出靖国神社参拝に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員岩國哲人君提出靖国神社参拝に関する質問に対する答弁書

一及び三について

昭和天皇は、昭和五十年十一月二十一日などに、靖国神社に御参拝になったことがあり、御参拝に際してお供へは、御手元金から支弁されたことと承知している。

二について

昭和天皇の靖国神社への御参拝は、いづれも、私人としてのお立場でなされたものである。国事に関する行為は、憲法に掲げられたものに限られており、神社への御参拝は、これに当たらない。

四及び五について

一般に、天皇と内閣総理大臣との会話について、その内容を逐一明らかにすることは差し控えるべきである。また、小泉内閣総理大臣は、平成十四年十一月二十一日の衆議院内閣委員会において、「人に奨励するとか、私の参拝を見習ってほしいとかいう気持ちは全くない」

い「人に参拝しなさいとか言う気持ちはありません」と述べているとおり、他のいかなる人に対しても、参拝を勧奨又は進言することはないと承知している。

六について

内閣総理大臣その他の國務大臣の靖国神社参拝に係る公私の区別の基準については、昭和五十三年十月十七日の政府統一見解のとおりである。小泉内閣総理大臣の同神社への参拝については、いづれも、政府の行事として参拝の実施が決定されるとき、その経費を公費で支出するなどの事情がないことから、公式参拝ではなく、私人としての立場でなされたものであり、御指摘の小泉内閣総理大臣の国会答弁も、これと同様の趣旨を述べたものであると理解している。

七について

御指摘の中曽根内閣総理大臣(当時)の衆議院本会議における答弁は、いわゆる靖国問題についての同内閣総理大臣の考え方を述べたものであると承知しており、過去の戦争への反省や、近隣諸国との関係等にも配慮して対応していくという姿勢は、尊重すべきものであると考えている。

刑法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

平成十七年四月二十二日

衆議院議長 河野 洋平殿
参議院議長 扇 千景

刑法等の一部を改正する法律

(刑法の一部改正)

第一条 刑法(明治四十年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「及び誘拐」を、「誘拐及び人身売買」に改める。

第三条第十二号及び第三条の二第五号中「国外移送目的略取等、被略取者收受等」を「所在国外移送目的略取及び誘拐、人身売買、被略取者等所在国外移送、被略取者引渡し等」に改める。

第二百二十条中「五年」を「七年」に改める。

第二編第三十三章の章名を次のように改める。

第三十三章 略取、誘拐及び人身売買の罪

第二百二十四条中「五年」を「七年」に改める。

第二百二十五条中「又は結婚」を、「結婚又は生命若しくは身体に対する加害」に改める。

第二百二十六条の見出しを「所在国外移送目的略取及び誘拐」に改め、同条第一項中「日本国外」を「所在国外」に改め、同条第二項を削り、同条の次に次の二条を加える。

(人身売買)

第二百二十六条の二 人を買収した者は、三月以上五年以下の懲役に処する。

2 未成年者を買収した者は、三月以上七年以下の懲役に処する。

3 営利、わいせつ、結婚又は生命若しくは身体に対する加害の目的で、人を買収した者は、一年以上十年以下の懲役に処する。

4 人を売り渡した者も、前項と同様とする。

5 所在国外に移送する目的で、人を買収した者は、二年以上の有期懲役に処する。

(被略取者等所在国外移送)

第二百二十六条の三 略取され、誘拐され、又は売買された者を所在国外に移送した者は、二年以上の有期懲役に処する。

第二百二十七条の見出しを「被略取者引渡し等」に改め、同条第一項中「前条を」前三条に、「収受し」を引き渡し、収受し、輸送しに改め、同条第二項中「収受し」を引き渡し、収

受し、輸送しに改め、同条第三項中「又はわいせつ」を、「わいせつ又は生命若しくは身体に対する加害」に、「収受した者」を引き渡し、収受し、輸送し、又は蔵匿した者に改める。

第二百二十八条中「第二百二十六条」の下に「第二百二十六条の三まで」を加える。

第二百二十九条中「営利」の下に「又は生命若しくは身体に対する加害」を加える。

(刑事訴訟法の一部改正)

第二条 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

第百五十七条の四第一項第一号中、「第百八十一条の罪、同法第二百二十五条若しくは第二百二十六条の二第三項の罪」に、「第二百二十七条第一項」を同法第二百二十七条第一項に改め、「第二百二十五条」の下に「又は第二百二十六条の二第三項」を加える。

(出入国管理及び難民認定法の一部改正)

第三条 出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第百三十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第七号を次のように改める。

七 人身取引等 次に掲げる行為をいう。

イ 営利、わいせつ又は生命若しくは身体に対する加害の目的で、人を略取し、誘拐し、若しくは売買し、又は略取され、誘拐され、若しくは売買された者を引き渡し、収受し、輸送し、若しくは蔵匿すること。

ロ イに掲げるもののほか、営利、わいせつ又は生命若しくは身体に対する加害の目的で、十八歳未満の者を自己の支配下に置くこと。

ハ イに掲げるもののほか、十八歳未満の者が営利、わいせつ若しくは生命若しくは身体に対する加害の目的を有する者の支配下に置かれ、又はそのおそれがある

ことを知りながら、当該十八歳未満の者を引き渡すこと。

第五条第一項第七号中「ある者の下に」(「人身取引等により他人の支配下に置かれていた者が当該業務に従事した場合を除く。」)を加え、同号の次に次の一号を加える。

七の二 人身取引等を行い、唆し、又はこれを助けた者

第十二条第一項中「再入国の許可を受けているときその他法務大臣が特別に上陸を許可すべき事情があると認めるとき」を「次の各号のいずれかに該当するとき」に改め、同項に次の各号を加える。

一 再入国の許可を受けているとき。

二 人身取引等により他人の支配下に置かれて本邦に入つたものであるとき。

三 その他法務大臣が特別に上陸を許可すべき事情があると認めるとき。

第四章第一節の節名中「在留期間の更新」を「取消し等」に改める。

第二十二條第二項中「以下「平和条約国籍離脱者等入管特例法」という。」を削る。

第二十四條第四号イ中「認められる者」の下に「(「人身取引等により他人の支配下に置かれてい

る者を除く。)」を加える。

第二十四條第四号ハ及び二を次のように改める。

ハ 人身取引等を行い、唆し、又はこれを助けた者

二 旅券法(昭和二十六年法律第二百六十七号)第二十三條第一項(第六号を除く。)

から第三項までの罪により刑に処せられた者

第二十四條第四号ホ中「第七十四條の六」を「第七十四條の六の三」に改め、同号リ中「ホからチまでに規定する者」を「ニからチまでに掲げる者」に改め、同号又中「従事する者」の下に「(「人身取引等により他人の支配下に置かれてい

る者を除く。)」を加え、同号ル中「そのかし」を「唆し」に改め、同号ヨ中「イ、ロ及びホから力までに掲げる者を除く」を「イから力までに掲げる者の」に改める。

第二十四條の二第二号中「第四号ホ」を「第四号ハ」に改める。

第五十條第一項中「当つて」を「当たつて」に、「左の各号の一」を「次の各号のいずれかに」に改め、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 人身取引等により他人の支配下に置かれて本邦に在留するものであるとき。

第五十六條の次に次の一条を加える。

(旅券等の確認義務)

第五十六條の二 本邦に入る船舶等を運航する運送業者(運送業者がないときは、当該船舶等の長)は、外国人が不法に本邦に入ること

を防止するため、当該船舶等に乗ろうとする外国人の旅券、乗員手帳又は再入国許可書を

確認しなければならない。

第五十七條第二項中「又は乗員手帳を、乗員手帳又は再入国許可書に改める。

第六十一條の二の二第一項第三号及び第六十一條の二の四第一項第五号中「第四号ホ」を「第四号ハ」に改める。

第六十一條の十を第六十一條の十一とし、第六十一條の九の前の見出しを削り、同条を第六十一條の十とし、同条の前に見出しとして「(出入国管理基本計画」を付し、第六十一條の八の次に次の一条を加える。

(情報提供)

第六十一條の九 法務大臣は、出入国管理及び難民認定法に規定する出入国の管理及び難民の認定の職務に相当する職務を行う外国の当局(以下この条において「外国入国管理当局」という。)に対し、その職務(出入国管理及び難民認定法に規定する出入国の管理及び難民の認定の職務に相当するものに限る。次項に

において同じ。)の遂行に資すると認める情報を提供することができる。

2 前項の規定による情報の提供については、当該情報に当該外国人入国管理当局の職務の遂行に資する目的以外の目的で使用されないよう適切な措置がとられなければならない。

3 法務大臣は、外国人入国管理当局からの要請があつたときは、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第一項の規定により提供した情報を当該要請に係る外国の刑事事件の捜査又は審判(以下この項において「捜査等」という。)に使用することについて同意をすることができ、

一 当該要請に係る刑事事件の捜査等の対象とされている犯罪が政治犯罪であるとき、又は当該要請が政治犯罪について捜査等を行う目的で行われたものと認められるとき、

二 当該要請に係る刑事事件の捜査等の対象とされている犯罪に係る行為が日本国内において行われたとした場合において、その行為が日本国の法令によれば罪に当たらないとき、

三 日本国が行う同種の要請に応ずる旨の要請国の保証がないとき、

4 法務大臣は、前項の同意をする場合においては、あらかじめ、同項第三号に該当しないことについて、外務大臣の確認を受けなければならない。

第七十四条の六前段中「規定する行為」の下に「(以下「不法入国等」という。)」を加え、「二百万円」を「三百万円」に改め、同条後段を削り、同条の次に次の二条を加える。

第七十四条の六の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
一 他人の不法入国等の実行を容易にする目的で、偽りその他不正の手段により、日本

国の権限のある機関から難民旅行証明書、渡航証明書、乗員手帳又は再入国許可書の交付を受けた者

二 他人の不法入国等の実行を容易にする目的で、次に掲げる文書を所持し、提供し、又は收受した者

イ 旅券(旅券法第二条第一号及び第二号に規定する旅券並びに同法第十九条の三の項において同じ。)、乗員手帳又は再入国許可書として偽造された文書
ロ 当該不法入国等を実行する者について効力を有しない旅券、乗員手帳又は再入国許可書

三 第七十条第一項第一号又は第二号の罪を犯す目的で、偽りその他不正の手段により、日本国の権限のある機関から難民旅行証明書、渡航証明書、乗員手帳又は再入国許可書の交付を受けた者

四 第七十条第一項第一号又は第二号の罪を犯す目的で、次に掲げる文書を所持し、又は收受した者
イ 旅券、乗員手帳又は再入国許可書として偽造された文書
ロ 自己について効力を有しない旅券、乗員手帳又は再入国許可書

2 営利の目的で前項第一号又は第二号の罪を犯した者は、五年以下の懲役及び五百万円以下の罰金に処する。
第七十四条の六の三 前条の罪(所持に係る部分を除く。)の未遂は、罰する。

第七十四条の七中「前条」を「前三条」に改める。
第七十四条の八第一項中「百万円」を「三百万円」に改め、同条第二項中「三百万円」を「五百万円」に改める。

第七十六条の二中「第七十四条の六まで」の下に「の罪、第七十四条の六の二(第一項第三号及

び第四号を除く。)の罪若しくはその未遂罪」を加える。
第七十七条第一号の次に次の一号を加える。

一の二 第五十六条の二の規定に違反して、外国人の旅券、乗員手帳又は再入国許可書の確認をしないで当該外国人を本邦に入らせた者

(組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正)
第四条 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第百三十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号イ中「別表第一第一号、第二号若しくは第四号から第六号まで」を「別表第一(第三号を除く。)」に改める。
第三条第一項第八号中「七年」を「十年」に改める。

別表第一第四号二中「ト」を「ル」に改め、同号ト中「ヘ」を「ヌ」に改め、同号中トを「ル」とし、ヘを又とし、ホをへとし、ヘの次に次のように加える。

ト 刑法第二百二十四条から第二百二十八条まで(未成年者略取及び誘拐、営利目的の略取及び誘拐、身の代金目的の略取等、所在国外移送目的略取及び誘拐、人身売買、被略取者等所在国外移送、被略取者引渡し等、未遂罪)の罪

チ 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第六十条第二項(児童の引渡し及び支配)の罪(同法第三十四条第一項第七号又は第九号の違反行為に係るものに限る。)

リ 出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第百三十九号)第七十条第一項第一号(不法入国)、第二号(不法上陸)若しくは第五号(不法残留)若しくは第二項(不法在留)の罪(正犯により犯されたものを除く。)、同法第七十四条(集団密航

者を不法入国させる行為等)、第七十四条の四(集団密航者の輸送)、第七十四条の六(不法入国等援助)の罪、同法第七十四条の六の二第一項第一号(旅券等の不正受交付)若しくは第二号(偽造旅券等の所持等)若しくは第二項(営利目的の旅券等の不正受交付等)の罪若しくはその未遂罪又は同法第七十四条の八(不法入国者等の蔵匿等)の罪

別表第一第四号の次に次のように加える。
ホ 刑法第百五十五条第一項(有印公文書偽造)若しくは第二項(有印公文書変造)の罪、同法第百五十六条(有印虚偽公文書作成等)の罪(同法第百五十五条第一項又は第二項の例により処断すべきものに限る。)、又は同法第百五十九条第一項(有印私文書偽造)若しくは第二項(有印私文書変造)の罪

別表第一中第六号を第十号とし、第五号を第六号とし、同号の次に次の三号を加える。
七 刑法第二百二十四条から第二百二十八条まで(未成年者略取及び誘拐、営利目的の略取及び誘拐、身の代金目的の略取等、所在国外移送目的略取及び誘拐、人身売買、被略取者等所在国外移送、被略取者引渡し等、未遂罪)の罪

八 児童福祉法第六十条第二項(児童の引渡し及び支配)の罪(同法第三十四条第一項第七号又は第九号の違反行為に係るものに限る。)

九 出入国管理及び難民認定法第七十条第一項第一号(不法入国)、第二号(不法上陸)若しくは第五号(不法残留)若しくは第二項(不法在留)の罪(正犯により犯されたものを除く。)、同法第七十四条(集団密航者を不法入国させる行為等)、第七十四条の二(集団密航者の輸送)、第七十四条の四(集

団密航者の收受等）若しくは第七十四条の
 六（不法入国等援助）の罪、同法第七十四
 条の六の二第二項第一号（旅券等の不正交
 付）若しくは第二号（偽造旅券等の所持等）
 若しくは第二項（営利目的の旅券等の不正
 受交付等）の罪若しくはその未遂罪又は同
 法第七十四条の八（不法入国者等の藏匿等）
 の罪

及び難民認定法(以下「新入管法」という。)第二十四条第四号ハの規定は、この法律の施行の日以後に新入管法第二条第七号に規定する人身取引等を行い、唆し、又はこれを助けた者について適用する。

第七条 新入管法第二十四条第四号二の規定は、この法律の施行の日以後に旅券法及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律第一条による改正後の旅券法第二十三条第一項(第六号を除く。)から第三項までの罪により刑に処せられた者について適用する。

第八条 第三条の規定による改正前の出入国管理及び難民認定法第七十四条の六後段の罪により刑に処せられた者は、新入管法第二十四条の規定の適用については、同条第四号ホに該当する者とみなす。

(第四条の規定による組織的犯罪処罰法の一部改正に伴う経過措置)

第九条 組織的犯罪処罰法第九条第一項から第三項まで、第十条及び第十一条の規定は、附則第三条第四号に掲げる規定の施行の日前に財産上の不正な利益を得る目的で犯した第四条の規定による改正後の組織的犯罪処罰法別表第一第四号、第八号又は第九号に掲げる罪(第四条の規定による改正前の組織的犯罪処罰法第二条第二項第一号イ又はロに掲げる罪を除く。)の犯罪行為(日本国外でした行為であつて、当該行為が日本国内において行われたとしたならばこれらの罪に当たるものを含む。)により生じ、若しくは当該犯罪行為により得た財産又は当該犯罪行為の報酬として得た財産に関して附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日後にした行為に對しても、適用する。この場合において、これらの財産は、第四条の規定による改正後の組織的犯罪処罰法第二条第二項第一号の犯罪収益とみなす。

(罰則に関する経過措置)
第十条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

刑法等の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人(特に女性及び児童)の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書(以下「人身取引議定書」という。)及び国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する陸路、海路及び空路により移民を密入国させることの防止に関する議定書(以下「密入国議定書」という。)の締結に伴い、並びに近年における人身取引その他の人身の自由を侵害する犯罪の実情等にかんがみ、刑法、出入国管理及び難民認定法等を改正し、所要の法整備を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 刑法の一部改正

- (一) 人身売買罪を新設すること。
- (二) 生命・身体加害目的による略取行為等を犯罪化すること。
- (三) 被略取者等の輸送、引渡し、藏匿行為を犯罪化すること。
- (四) 国境を越える略取行為等の処罰を拡大すること。
- (五) 逮捕・監禁罪の法定刑の上限を懲役五年から七年に引き上げること。
- (六) 未成年者略取・誘拐罪の法定刑の上限を懲役五年から七年に引き上げること。
- 2 出入国管理及び難民認定法の一部改正
- (一) 人身取引された者について一部の上陸拒否事由及び退去強制事由から除外すること。
- (二) 人身取引されたことを在留特別許可事由に追加すること。

(三) 人身取引を行った者等を上陸拒否事由及び退去強制事由に追加すること。

(四) 不法入国等の実行を容易にする目的で行う旅券等の不正受交付等に関する罰則規定を新設すること。

(五) 運送業者の旅券等の確認義務及び確認をしなかった場合の過料に関する規定を新設すること。

(六) 外国人入国管理当局に対する情報提供規定を新設すること。

3 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正

(一) 組織的な逮捕・監禁罪の法定刑の上限を懲役七年から十年に引き上げること。

(二) 人身売買罪、旅券等の不正受交付罪等を犯罪収益等の前提犯罪に追加すること。

4 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、人身取引議定書及び密入国議定書の締結に伴い、並びに近年における人身取引その他の人身の自由を侵害する犯罪の実情等にかんがみ、刑法、出入国管理及び難民認定法等を改正し、所要の法整備を行おうとするもので、その措置は妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付すことに決した。

平成十七年六月十四日

法務委員長 塩崎 恭久

衆議院議長 河野 洋平 殿

(別紙)

刑法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について

て格段の配慮をすべきである。

一 人身取引被害者の保護については、人身取引被害実態の正確な把握が重要であることにかんがみ、内外の関係機関と十分な情報交換を行うとともに、婦人相談所・民間シェルター・NGO等に対する財政支援についても、検討すること。

二 人身取引被害者の保護については、被害者の置かれた状況を十分斟酌し、人権に配慮した、きめ細やかな対応を行うよう、婦人相談所及び民間シェルターとの連携に努めるとともに、多言語ホットラインの設置、適切な通訳人の確保、医学的・心理的専門員の育成、雇用・教育・訓練の機会提供なども含め、総合的な法整備について、検討すること。

三 人身取引の被害者の保護及び支援のため、必要があれば、被害者の保護及び支援、被害者の法的地位、帰国、情報交換、法施行機関等の職員に対する教育訓練、被害予防、国及び都道府県の基本計画策定、NGO等との協力について、法整備も含め、検討すること。

四 運送業者による旅券等の確認に当たっては、庇護希望者の立場や家族的結合等に特に留意し、決して恣意的な運用が行われないよう、関係機関と密接な連携を図り、指導の徹底に努めること。

五 外国人入国管理当局に対する情報提供に当たっては、人身取引被害者及び関係者の安全確保を最優先に、提供情報(目的・範囲・方法等)を定めた基準の作成や公表の可否について、検討すること。

六 人身取引を撲滅するため、人身取引送出国及び経由国に対し、我が国における人身取引に関する情報を広く提供するとともに、我が国の性産業の法的規制のあり方についても、検討すること。

七 在留特別許可、上陸特別許可、仮放免、在留資格更新などの出入国管理制度の運用について

は、今後も引き続き、その基準の作成や公表の可否について検討し、透明性の高い運用に努めること。

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法案

右の内閣提出案は本院において可決した。よって国会法第八十三条により送付する。

平成十七年四月二十日

参議院議長 扇 千景
衆議院議長 河野 洋平殿

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法

目次

第一章 総則(第一条―第五条)
第二章 役員及び職員(第六条―第十二条)
第三章 業務等(第十三条―第十五条)
第四章 雑則(第十六条―第二十条)
第五章 罰則(第二十一条―第二十二条)
附則

第一章 総則

第一条 この法律は、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることとすることを目的とする。

(名称)

第二条 この法律及び独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号。以下「通則法」という。)の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構とする。

(機構の目的)

第三条 独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構(以下「機構」という。)は、厚生年金保険法昭和二十九年法律第百十五号第七十九条又は国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)

第七十四条の施設及び健康保険法(大正十一年法律第七十号)第百五十条第一項又は第二項の事業(政府が管掌する健康保険に係るものに限る。第十四条第三号において同じ。)の用に供する施設であつて厚生労働大臣が定めるもの(以下「年金福祉施設等」と総称する。)の譲渡又は廃止等の業務を行うことにより、年金福祉施設等の整理を図り、もつて厚生年金保険事業、国民年金事業及び政府が管掌する健康保険事業の適切な財政運営に資することを目的とする。

(事務所)
第四条 機構は、主たる事務所を千葉県に置く。

(資本金)
第五条 機構の資本金は、附則第二条第二項の規定により政府から出資があつたものとされた金額とする。

2 機構は、附則第三条第二項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

3 機構が年金福祉施設等に係る財産の譲渡その他の処分を行った場合には、各事業年度に処分した当該財産に係る附則第二条第二項の価額(附則第三条第二項の出資に係る財産の譲渡その他の処分を行った場合には、当該財産に係る同項の価額)の合計額については、当該事業年度の終了の日において、機構に対する政府の出資はなかつたものとし、機構は、その額により資本金を減少するものとする。

第二章 役員及び職員

第六条 機構に、役員として、その長である理事長及び監事二人を置く。

2 機構に、役員として、理事一人を置くことができる。

(理事の職務及び権限等)
第七条 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理する。

2 通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、理事とする。ただし、理事が置かれていないときは、監事とする。

3 前項ただし書の場合において、通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行つてはならない。

(役員任期)

第八条 理事長の任期は、任命の日から、その日を含む機構に係る通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間(以下「中期目標の期間」という。)の末日までとする。

2 理事の任期は、当該理事について理事長が定める期間(その末日が理事長の任期の末日以前であるものに限り)とする。

3 監事の任期は、二年とする。

(役員欠格事項の特例)

第九条 通則法第二十二條に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。

一 物品の製造若しくは販売、工事の請負若しくは役務の提供を業とする者であつて機構と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員(いかなる名称によるかを問はず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

二 前号に掲げる事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問はず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

職権又は支配力を有する者を含む。)

第十条 機構の役員に関する通則法第二十三條第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条及び独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法第九条」とする。

(秘密保持義務)

第十一条 機構の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(役員及び職員の地位)

第十二条 機構の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 業務等

(業務の範囲)

第十三条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 年金福祉施設等を譲渡し、又は廃止すること。

二 年金福祉施設等を譲渡し、又は廃止するまでの間、当該年金福祉施設等の運営又は管理を行うこと。

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(区分経理)

第十四条 機構は、次の各号に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ当該各号に定める勘定を設けて整理しなければならない。

一 前条各号に掲げる業務のうち、厚生年金保険法第七十九条の施設に係るもの 厚生年金勘定

二 前条各号に掲げる業務のうち、国民年金法第七十四条の施設に係るもの 国民年金勘定

三 前条各号に掲げる業務のうち、健康保険法第百五十条第一項又は第二項の事業の用に供する施設に係るもの 健康保険勘定

(国庫納付金)

第十五条 機構は、前条各号に定める勘定において、毎事業年度、当該事業年度に行つた年金福祉施設等の譲渡により生じた収入の総額から政令で定めるところにより厚生労働大臣が定める額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を翌事業年度の三月三十一日までにそれぞれ厚生保険特別会計年金勘定、国民年金特別会計国民年金勘定又は厚生保険特別会計健康勘定に納付しなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の規定により額を定めようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

3 機構が第一項の規定による納付金を厚生保険特別会計年金勘定に納付する場合には厚生保険特別会計法(昭和十九年法律第十号)第五条中「ヨリノ国庫納付金」とあるのは、及独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構ヨリノ国庫納付金とし、厚生保険特別会計健康勘定に納付する場合には同法第三条中「借入金」とあるのは「独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構ヨリノ国庫納付金、借入金」とし、国民年金特別会計国民年金勘定に納付する場合には国民年金特別会計法(昭和三十六年法律第六十三号)第四条第一項中「からの国庫納付金」とあるのは「及び独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構からの国庫納付金」とする。

4 前三項に定めるもののほか、第一項の納付金の納付の手續その他必要な事項は、政令で定める。

第四章 雑則

(主務大臣等)
第十六条 機構に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ厚生労働大臣、厚生労働省及び厚生労働省令とする。

(他の法令の準用)

第十七条 不動産登記法(平成十六年法律第二百十三号)その他政令で定める法令については、政令で定めるところにより、機構を国の行政機関とみなして、これらの法令を準用する。

(国家公務員宿舎法の適用除外)

第十八条 国家公務員宿舎法(昭和二十四年法律第百十七号)の規定は、機構の役員及び職員には適用しない。

(中期目標の期間の特例)

第十九条 機構の中期目標の期間は、通則法第二十九条第一項の規定にかかわらず、五年間とする。

(機構の解散等)

第二十条 機構は、その成立の日から起算して五年を経過した日に解散する。

2 機構の資産及び債務は、その解散の時ににおいて国が承継する。

3 機構の平成二十二年四月一日に始まる事業年度は、通則法第三十六条第一項の規定にかかわらず、その解散の日の前日に終わるものとし、当該事業年度に係る機構の通則法第三十八条に規定する財務諸表、事業報告書及び決算報告書の作成については、厚生労働大臣が従前の例により行うものとする。

4 機構の平成二十二年四月一日に始まる事業年度における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績については、厚生労働大臣が評価を受けるものとする。

5 第一項の規定により機構が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

6 前各項に定めるもののほか、機構の解散に関し必要な事項は、政令で定める。

第五章 罰則

第二十一条 第十一条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十二条 第十三条に規定する業務以外の業務を行った場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第五条から第七条までの規定は、平成十七年十月一日から施行する。

(国の権利義務の承継等)
第二条 機構の成立の際、第十三条に規定する業務に関し、現に国が有する権利及び義務のうち政令で定めるものは、機構の成立の時ににおいて機構が承継する。

2 前項の規定により機構が国の有する権利及び

義務を承継したときは、その承継の際、承継される権利に係る土地、建物その他の財産で政令で定めるものの価額の合計額に相当する金額は、政府から機構に対し出資されたものとする。

3 前項の規定により政府から出資があったものとされる同項の財産の価額は、機構の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

4 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

第三条 機構の成立後、厚生労働大臣が第三条の規定により施設を定めた場合には、その時ににおいて、当該施設に係る第十三条に規定する業務に関し国が有する権利及び義務のうち政令で定めるものは、機構が承継する。

2 前項の規定により機構が国の有する権利及び義務を承継したときは、その承継の際、承継される権利に係る土地、建物その他の財産で政令で定めるものの価額の合計額に相当する金額は、政府から機構に対し追加して出資されたものとする。

3 前項の規定により政府から出資があったものとされる同項の財産の価額は、当該施設を定めることとなった日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

4 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

(罰則等に関する経過措置)

第四条 機構の役員又は職員であつた者に係るその職務に関し知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、第二十条第一項の規定による機構の解散の日(次項において「解散日」という。)以後も、なお従前の例による。

2 解散日前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における解散日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(健康保険法の一部改正)

第五条 健康保険法の一部を次のように改正する。

附則第四条の次に次の一条を加える。

(独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構による保健事業及び福祉事業の実施)

第四条の二 政府は、第百五十条第一項又は第二項の事業(政府が管掌する健康保険に係るものに限る。)の用に供する施設のうち、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法(平成十七年法律第 号)第三条に規定する年金福祉施設等に該当するものの運営又は管理を、当該施設が同法第十三条第一号の規定により譲渡され、又は廃止されるまでの間、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構に行わせるものとする。

(厚生年金保険法の一部改正)
第六条 厚生年金保険法の一部を次のように改正する。

附則第二十九条の次に次の一条を加える。

(独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構による福祉施設の運営又は管理)

第二十九条の二 政府は、第七十九条の施設のうち、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法(平成十七年法律第 号)第三条に規定する年金福祉施設等に該当するものの運営又は管理を、当該施設が同法第十三条第一号の規定により譲渡され、又は廃止されるまでの間、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構に行わせるものとする。

(国民年金法の一部改正)
第七条 国民年金法の一部を次のように改正する。

附則第九条の次に次の一条を加える。

(独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構による福祉施設の運営又は管理)

第九条の五 政府は、第七十四条の施設のうち、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理

理機構法(平成十七年法律第 号)第三条に規定する年金福祉施設等に該当するものの運営又は管理を、当該施設が同法第十三条第一号の規定により譲渡され、又は廃止されるまでの間、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構に行わせるものとする。

(政令への委任)

第八条 附則第二条から第四条までに定めるもののほか、機構の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、厚生年金保険法及び国民年金法の規定による福祉施設並びに健康保険法の規定による保健事業及び福祉事業の用に供する施設であつて厚生労働大臣が定めるもの(以下「年金福祉施設等」と総称する。)の譲渡等を行い、厚生年金保険事業、国民年金事業及び政府が管掌する健康保険事業の適切な財政運営に資するため、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構(以下「機構」という。)を設立しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 1 機構は、年金福祉施設等の譲渡又は廃止の業務を行うことにより、年金福祉施設等の整理を図り、もつて厚生年金保険事業等の適切な財政運営に資することを目的とすること。
- 2 機構の資本金は、全額政府出資とし、その額は、機構が国から承継する財産の額とすること。
- 3 役員として、理事長、監事及び理事を置き、その定数、理事の職務及び権限等を定めること。
- 4 機構が行う業務の範囲を定めるとともに、機構が行う国庫納付について所要の規定を設けること。

5 機構は、その成立の日から起算して五年を経過した日に解散するものとし、機構の資産及び債務は、その解散の時に於いて国が承継するものとする。

6 この法律は、一部を除き、公布の日から施行すること。

二 議案の可決理由

年金福祉施設等の譲渡等を行い、厚生年金保険事業等の適切な財政運営に資するため、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構を設立しようとすることは、時宜に適するものと認め、本案は可決すべきものと議決した。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

平成十七年六月十五日

厚生労働委員長 鴨下 一郎

衆議院議長 河野 洋平殿

(別紙)

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について、適切な措置を講ずるべきである。

- 一 政府は、厚生年金病院の整理合理化計画については、地域の医療体制を損なうことのないよう、十分な検証をした上で策定すること。
- 二 政府は、終身利用型老人ホームの譲渡に当たっては、設置時の趣旨及び終身利用という事情を踏まえ、適切な結論を得ること。また、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構(以下「機構」という。)は、老人ホームを譲渡又は廃止するに当たっては、入居者の新たな生活の場を確保するよう十分配慮すること。
- 三 機構は、各種施設の売却に当たっては、地元自治体とも事前に相談すること。
- 四 施設譲渡又は廃止に当たっては、施設に従事する者の雇用に十分配慮すること。

衆議院会議録第二十三号中正誤

ページ 段 行 誤 正
六 四 三 市長村 市町村
三 末 三 関して 際して

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	
東京一〇五―八四四五番四号 港区虎ノ門二丁目 独立行政法人国立印刷局	
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
（本体）	本号一部
一一〇円	一一五円